

大阪市民のみなさんへ

「にぎやかで活気あふれるまち大阪」をめざして

9月から拡充

0～2歳児の保育無償化を実施します

誰もが安心して子育てができるように、子育て家庭の経済的な負担軽減の取り組みを拡充します。詳しくはをご覧ください。

保育施設等を利用中のお子さん

9月から、保育料等の無償化を拡充します。

認可保育所等

保育料(利用者負担額)を第1子も無償化します。申請手続きは不要です。認可保育所等(保育所、認定こども園、地域型保育事業)に入所中で新たに無償化の対象となる方には、通知書を8月下旬にお送りします。

詳しくはこちら▶



問い合わせ

こども青少年局幼保企画課
☎ 06-6208-8106
FAX 06-6202-9050

企業主導型保育事業

保育料(利用者負担額)を無償化します。資格審査があるため、8月31日(月)までにから申請手続きが必要です。※上限額あり



詳しくはこちら▶



問い合わせ

こども青少年局幼保企画課
☎ 06-6208-8495
FAX 06-6202-9050

児童発達支援等事業所

利用者負担額を第1子も無償化します。対象となる見込みの方には、申請書類を8月上旬にお送りします。8月31日(月)までに、各区役所に提出してください。

詳しくはこちら▶



問い合わせ

福祉局障がい支援課
☎ 06-6208-7986
FAX 06-6202-6962

保育施設等を利用していないお子さん

「子育てサポートアプリ」を活用し、子育て支援メニュー等に利用できる電子クーポンを今秋以降に配付します。

子育てサポートアプリ
ダウンロードはこちら



副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会ってなあに？



大阪市・大阪府は「非常時の首都機能のバックアップ」と「平時の日本の成長エンジン」を担う「副首都・大阪」をめざしています。

6月に設置した協議会では、府市の広域行政を一元化した強力な広域自治体と、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念する基礎自治体の設置に向け、具体的な制度設計について協議を行い、特別区設置協定書(案)をとりまとめます。

※特別区設置協定書とは

特別区を設置するための具体的な制度設計を定めたものです。大阪府との事務の分担や特別区の区域、税源の配分及び財政の調整など、必要となる事項を記載します。

協議会のメンバー

大阪市長、大阪府知事、大阪市会議長・議員、大阪府会議長・議員

住民投票までの流れ

協定書の作成に向けて協議を開始

協定書(案)のとりまとめ

総務大臣へ報告

府・市両議会で協定書議案を審議・議決

承認された場合

特別区設置の賛否について住民投票

問い合わせ 副首都推進局 問い合わせ担当

☎ 06-6208-9747 FAX 06-6202-9355



詳しくはこちら